

判決3月29日。30F (ハイロード) (客室乗務員)

12月19日（パ
イロット）・21
日（客室乗務員）
に両裁判が結審
し、判決日が決
まりました。
パイロットの裁
判は3月29日午
後2時30分、客
室乗務員の裁判
は30日午後3時
に判決が言い渡
されます。両裁
判とも東京地裁
103号法廷で
す。

被告から主張
変更の意見書

被告日本航空
は結審直前になつ
て急遽4人の学
者の意見書を提
出し主張を変更
してきました。
これまで、整
理解雇法理に則つ

支える会通信

発行責任者
柚木康子
大田区羽田
4-10-4
石井ビル3階
EL03(6423)7878
AX03(6423)7430
メール
asaerukai@
emon.plala.
or.jp

てお互いに主張・立証を尽くしてきましたが、最終局面において本件解雇に整理解雇法理を適用するべきではないと主張してきたのです。原告側は、結審直前にこれまで主張したことのない新たな主張を展開することは信義に反するとして、裁判所に意見書を証拠として採用をしないように主張し、裁判所は、不採用を決定しました。

てお互いに主張・立証を尽くしてきましたが、最終局面において本件解雇に整理解雇法理を適用するべきではないと主張してきたのです。原告側は、結審直前にこれまで主張したことのない新たな主張を展開することは信義に反するとして、裁判所に意見書を証拠として採用をしないように主張し、裁判所は、不採用を決定しました。

客乗の裁判では2名の原告が意見陳述を行いました。病欠基準で解雇されたAさんは、不規則な仕事によるストレスから病気になり休職をしました。療養の後、無事に復帰して1年5ヶ月も普通に乗務していましたにも拘わらず、たった三日間の病欠を取得した為に、整理解雇の病気欠勤基準に該当するとして不當に解雇されました。それまで何の問題もなく行われてい

雇は生きる糧を奪うこと
であり、人間として尊厳
を打ち碎くことです。パ
イロットは私の天職です。
一日も早く職場に復帰し
て、また操縦桿を握りた
い」と淡淡と述べたが故
に、彼の熱い思いは皆の
心を打ちました。



た病欠を年休に振り替えることも許されなかつたのです。『私はこれまで解雇になつた自分が悪かつたのか、病氣で休んだ自分が悪かつたのか何度自分を責め、苦しい日々を過ごしてきました。今回の解雇は、たまたま病欠を取つたり、仕事が原因の病氣治療のために休職した乗務員を貢献度がないと整理解雇するという理不尽なことです。今職場では病欠をとることも躊躇しており、これで

豊富な経験者は
会社の宝

53歳以上という年齢基準で解雇された山田純江さんは、33年間の乗務生活の中で、様々な困難を克服しながら結婚、子育て、介護という家庭生活と仕事の両立を行ってきた経験を述べ、それらの経験があ客様へ安心感を与える接客にもつながっていること、貴重な経験を持つ年齢の高い乗務員を解雇する不合理性を訴えました。『何故まじめに働いてきた労働者が、まるで落ち葉を掃き出すかのように放り出されなければならないのか。私は職場で同僚やお客様から頼りにされ、誇りを持って安全運航を支えてきたという自負がありま

夜はユーズカンパニーのガレージでバー・ベキーパーティー。寒いからと闘争団員の奥様がご自分の防寒着をわざわざ持ってきてください、もここになりながら楽しいひと時をすごさせていただきました。食事中に大きな音がしたと思ったらなんと大きな轟が降つて

いました。北海道はもう冬です。11月9日引き続き藤谷さんのご案内で、猿払村、浜頓別町の各労働組合で要請。浜頓別で元国労紋別闘争団の清野団長に引き継がれた私たちは、紋別市に向かいました。紋別市内自治労、日教組、私鉄総連三

会員拡大ガンバっています！

通信産業労働組合

JALの理不尽な不当解雇の狙いは、空の安全を守れ、労働者の雇用を守れなど堂々と要求する組合への不当で理不尽な攻撃です。だからこそ、「整理解雇の4要件」を踏みにじり、稻盛会長は「経営上も解雇する必要はなかつた」にもかかわらず解雇したのです。

通信労組は、JALの不当解雇事件は、すべての労働者への攻撃でもあり、会社のいいなりにならぬ組合を排除する不當労働行為であり許すことができない問題であり、自らの問題として支援、協力を

であり、それに即した体制をとり運動を進めるために、JAL問題担当に中央副執行委員長を配置し担当者を補強して取り組みを進めました。

取り組みにあたり中央執行委員長は、中央執行委員長は、「一審の判決までの期間が最も重要な時期」、「原告団は、11月（12月にかけて雇用保険が切られ、今後的生活確保のための財政基盤の確立がまさに急がれております。緊急課題として全支部及び全組合員に取り組みへ

0筆・組合員ひとり5筆）の結集に取り組んでいます。

全国の支部は、いま会員拡大に取り組んでいます。また、NTTを退職された組合員・仲間にも訴え、会員を拡大しています。年末でバッヂ600個普及、会員165名（183口）拡大と進んでいます。

全国の皆さんと一緒に、「支える会」拡大に全力を挙げ、たたかう財政を確立し、裁判勝利へともに歩みましょう。

北海道での会員拡大の行動では、元国労闘争団の方々がご自分の車で長距離を各労組まわりに時間を費やしていただき本当にお世話になりました。

どちらの組合、団体も自分の組合や地域労働運動で、お世話になった労闘争団の紹介と

きました。北海道はもう冬です。11月9日引き続き藤谷さんのご案内で、猿払村、浜頓別町の各労働組合で要請。浜頓別で元国労紋別闘争団の清野団長に引き継がれた私たちは、紋別市内自治労、日教組、私鉄総連三

きました。北海道はもう冬です。11月10日元国労留萌闘争団の葛西団長のご案内で、留萌市内の自治労、日教組、網走市内の自治労、日教組、平和フォーラムの各労組・団体七か所に要請。元国労

組合を訪問後北見へ移動、夜は元北見闘争団の方々と交流会、席上で参加者全員が入会してくださいました。11月14日元国労留萌闘争団の葛西団長のご案内で、留萌市内の自治労、日教組、労働金庫の各労組5か所で平和フォーラムの各労組・団体七か所に要請。元国労

組合の後藤さんのご案内で、旭川市内、士別市内、上川郡の自治労、私鉄総連、日教組、平和運動フォーラムの各労組・団体12か所に要請を行い、夜は旭川闘争団の方々と交流させていただきました。16日は富良野市内の自治労2か所に要請し、帰京しました。

11月15日元国労旭川闘争で、私鉄総連、民間労組、民主党に要請を行いました。

11月14日元国労留萌闘争団の葛西団長のご案内で、留萌市内の自治労、日教組、労働金庫の各労組5か所で平和フォーラムの各労組・団体七か所に要請。元国労

として取り組むこととして署名（400

以上の会員・上の拡大）、一審が裁判闘争で一番重要なことは通信労組の課題として取り組むこと

です。」と訴え、顧問岩崎俊

（12月10日、13日）
12月10～11日　国鉄闘争支援四国共闘会議において支援要請を行い、参加者から16件の入会をいただきました。

四国の国鉄闘争を支える会は国鉄闘争センター四国に移行し、センターハはJAH闘争の支援もしてくださることになりました。

12月12日　山崎自治労高知県本部書記長、元国労北見闘争団の中野勇人さんのご案内により、高知市内の自治労、日教組、



私鉄総連の12労組に支援要請を行い、夜は闘争団の支える会の方々と交流を行いました。

12月13日 港湾ユニ才
ンセンター 河村さんと中
野さんのご案内で、徳島
市内の自治労、私鉄総連、
教組、港湾労組の7組合
に要請を行いました。

山崎さん、河村さん、中野さんに一日中ご案内いたしました。中野さんは今後も四国に在住し地域の労働運動にかかわっていらっしゃるそうです。共闘会議に参加して、会員の方々は本当に中野さんを信頼し応援してきた人たちだと感じました。8年間の四国生活の中で一人でこのような信頼関係を築き上げるには並大抵の努力ではなかつただろうと思いました。

私たちの今後の活動に少しでも参考にさせていただきたいたいと思いました。

私たちの今後の活動に少しでも参考にさせていただきたいと思いました。

奮はががれでいり
るそうです。共闘会議に
参加して、会員の方々は
本当に中野さんを信頼し
応援してきた人たちだと
感じました。8年間の四
国生活の中で一人でこの
ような信頼関係を築き上
げるには並大抵の努力で
はなかつただろうと思いま
す。



客乗裁判原告団長

身(安全) 和田出 阪府岸 子(妙大) 内田

A portrait of a man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a light blue shirt, and a dark tie. He is smiling and looking slightly to the right of the camera.

パイロット裁判原告団長

知られていないことを痛感した活動でした。支援会として、今後も支援要請、入会促進のための活動を行っていく予定です。

支える会事務局長

ALJ闘争に是非勝利したい。
12月原告団の活動
82力所の取り組みに参加しました。

賛同人の方々
(先月号掲載以降の追加)

石井将（弁護士）・岩井忠能
(立命館大学名誉教授)・上
柳敏郎（弁護士）・梅田康生
(金沢大学教員)・大和田敏
太（滋賀大学教授）・緒方
桂子（広島大学教授）・片岡
昇（京都大学名誉教授）・佐々
木亮（弁護士・日本労働弁護
団事務局長）・高木紘一（山
形大学名誉教授）・徳住堅治
(弁護士)・豊川義明（弁護
士・関学法科大学院）・中田
正道（監督署OB）・萩尾健太
(弁護士)・濱畠芳和（立正
大学社会福祉学部講師）・山

本純嗣（医師）・吉田美喜
夫（立命館大学法科学院教授）・米津孝司（労働法学
者）・萬井隆令（龍谷大学
名誉教授）（敬称略・50音
順。1月12日現在177名）
*訂正：先月号の記載に誤
りがありました。お詫びし
て訂正いたします。
石川実吉 石川勇吉
浜田章作（日本労働法学会
会員・元鳥取短大助教授）
鳥取県革新懇代表世話人
革新懇代表世話人を削除。
を追加。
渡辺勝義（詩人・鳥取県革
新懇代表世話人） 烏取県
革新懇代表世話人を削除。

最優先のJALにしたい」との想いを胸に、客室乗務員の誇りと尊厳をかけ活動してきました。昨年は沢山の絆に感謝感激でした。フライターにかける原告団の気概と情熱は日々高まるばかりです。活動も更にパワーアップします。

40年余の労使紛争・女性差別を闘い10年和解しました。ジエンダー・バイアスにみちた女性差別裁判判決の問題点を100号条約違反でILOに申立てています。

均等待遇アクション21事務局としても活動し、CEDAWへの働きかけも行っています。国家的不当労働行為の国鉄闘争と同根のJ